

平成 27 年度病床機能報告の集計結果

(医療健康局医療政策課)

1 病床機能報告制度の概要 (医療法第 30 条の 13)

地域医療構想の推進にあたり、各医療機関が担っている医療機能の現状を把握し、医療機関の自主的な取組を促すため、医療機関がその有する病床(一般病床及び療養病床)の機能区分、構造設備、人員配置等に関する項目及び具体的な医療の内容に関する項目を都道府県に報告する制度が施行された。

都道府県は、省令で定めるところにより報告された事項を公表することとされているため、県医療政策課ホームページで公表している。

2 平成 27 年度の報告結果 (概要)

報告対象となる 149 病院及び 193 診療所、計 342 機関のうち、報告のあった 331 機関を対象として集計。(参考：26 年度 対象機関数：366 機関 うち、報告機関数 321 機関)

なお、「定性的な基準」に基づき、各医療機関が自主的に選択した医療機能を報告したものであることから、同じ医療機能を有していても、各医療機関の捉え方が異なる場合がある。

医療機能	平成 26 年報告：A	平成 27 年報告：B	増減 (C=B-A)
高度急性期	6,005 床	4,936 床	▲1,069 床
急性期	12,055 床	12,815 床	760 床
回復期	2,581 床	3,174 床	593 床
慢性期	9,142 床	9,939 床	797 床
合 計	29,783 床	30,864 床	1,081 床
報告率※	87.7%	96.8%	※報告機関数/対象機関数
参考：許可病床数	34,253 床	34,198 床	

※病床機能報告の病床数は稼働病床ベース

〈増減の要因〉

医療機能	要因① 増床・稼働等	要因② 廃・休止等	要因③ 2014 未反映等	要因④ 機能変更等	計
高度急性期	18 床	0 床	0 床	▲1,087 床	▲1,069 床
急性期	106 床	▲312 床	238 床	728 床	760 床
回復期	123 床	▲54 床	147 床	377 床	593 床
慢性期	215 床	▲326 床	1,038 床	▲130 床	797 床
合 計	462 床	▲692 床	1,423 床	▲112 床	1,081 床

報告年度	報告対象許可病床数	報告のあった許可病床数	報告のあった稼働病床数
H26	34,253 床	31,731 床	29,866 床
H27	34,198 床	33,503 床	30,985 床